

令和3年分の確定申告からふるさと納税（寄附金控除）の申告手続きが簡素化されます！

ふるさと納税（寄附金控除）をして税の特典（所得税の所得控除・住民税の税額控除）を受けるためには、

- A 確定申告の必要のない方の「ふるさと納税ワンストップ特例制度」（5自治体まで）
- B 確定申告の必要な方の寄附金控除（寄附先自治体が6先以上の場合）

の方法がありますが、今回の改正は、Bに該当する方の申告手続きの簡素化です。

令和3年分の所得税確定申告から「ふるさと納税の寄附金控除」を受ける場合、従来、添付が必須の寄附ごとの「寄附金の受領書」が、**特定事業者が発行した「寄附金控除に関する証明書」のみ添付することで可能**となります。

「寄附金控除に関する証明書」は特定事業者の運営するポータルサイトから電子データまたは郵送などの方法で発行することができます。

特定事業者とは？

「寄附金控除に関する証明書」を発行することのできる特定事業者とは、地方公共団体と特定寄附金の仲介に関する契約を締結している者であって、特定寄附金が支出された事実を適正かつ確実に管理することができると認められるものとして国税庁長官が指定した者とされています。（“ふるなび”，“さとふる”，“楽天ふるさと納税”，“さとふるチョイス”など）

国税庁長官が指定した特定事業者（令和3年3月31日現在）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei/koujyo/kifukin/tokutei.htm>

確定申告の方法は？

「寄附金控除に関する証明書」を取得した寄附者は、以下の方法により確定申告を行うことができます。

- ・特定事業者のポータルサイトからダウンロードした証明書データをe-Taxの確定申告書等作成コーナーを活用して確定申告書に添付して送信する方法（個々のデータを入力する必要がないので便利です。）
- ・特定事業者のポータルサイトからダウンロードした証明書データを国税庁が提供するQRコード付証明書等作成システムで読み込み、これをプリントアウトした書類を確定申告書に添付して申告する方法
- ・郵送で交付を受けた証明書を確定申告書に添付して申告する方法

QRコード付証明書等作成システムとは？

保険会社、金融機関等、寄附金の受領者や税務署などから交付を受けた電子的控除証明書等から所得税の確定申告又は年末調整において提出するQRコード付控除証明書等を作成することができます。

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは？以下の両方の条件を満たす

- ①ふるさと納税以外で確定申告が不要な給与所得者（会社員など）
- ②1年間（1月～12月）でふるさと納税の寄附先が5自治体以内である方が採用できる方法ですが、自治体ごとにワンストップ特例申請書を提出する必要があります。